

# 福祉民生常任委員会会議録

平成29年5月26日

北 見 市 議 会

午前 9時58分 開 議

○(隅田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(置田局長) ご報告を申し上げます。ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○(隅田委員長) 本日は、報告案件の説明を受けた後、前回に引き続き、付託案件の審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前10時00分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、留辺薬総合支所からの報告2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(飯塚総合支所長) おはようございます。それでは、留辺薬総合支所からは、北見市はあとふるプラザ所管部局の変更についてと北見市外2町一般廃棄物最終処分場の火災についての2件についてでございます。

初めに、北見市はあとふるプラザ所管部局の変更についてでございますが、北見市はあとふるプラザは、現在、住民センターとして市民環境部の所管する施設となっておりますが、利用状況につきましては、福祉ボランティア、身体障がい者団体などの地域の福祉団体の利用者が多いことから、福祉的機能の拠点施設とするため、所管部局を保健福祉部に変更するものでございます。

次に、5月10日に発生しました北見市外2町一般廃棄物最終処分場の火災についてでございますが、最終処分場の埋立地に搬入されたごみから火災が発生したため、消防に出動を要請して鎮火したものでございます。火災発生から鎮火までの経緯、火災状

況、火災原因及び今後の対応についてご報告させていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○(海鉾課長) おはようございます。それでは、北見市はあとふるプラザ所管部局の変更につきまして、お手元の委員会資料に基づき、ご説明いたします。

委員会資料1ページをごらんください。(1)北見市はあとふるプラザにつきましては、留辺薬自治区の留辺薬駅前に位置しており、旧留辺薬町では、北見バスの待合室、事務室が入居することから留辺薬町複合ターミナルとして、平成6年に開館いたしました。開館時の同ターミナルには、社会福祉協議会、高齢者勤労センター、防犯協会などの団体が入居していたほか、ボランティアルーム、会議室、和室を福祉ボランティア団体、その他福祉団体、自治会なども利用できる多目的な施設として設置されておりました。合併協議の中で、同ターミナルは住民センターとし、平成5年12月、公募により決定した愛称名はあとふるプラザを施設名といたしまして、現在、市民環境部が所管する施設となっております。なお、委員会資料3ページには施設位置図を、4ページには施設平面図を掲載させていただいております。

それでは、委員会資料1ページにお戻りください。(2)利用状況につきましては、1階及び2階の一部は、社会福祉協議会、地域包括センターなど地域の福祉活動などの拠点となっているほか、団体が入居しており、2階の会議室A、B、和室は住民センターとして福祉ボランティア団体、その他福祉団体、自治会などに利用されております。

(3)所管部局の変更につきましては、はあとふるプラザを住民センターとして位置付けていることから、現行の所管部局は市民環境部となっておりますが、高齢者率の高い留辺薬自治区においては、今

後、高齢者の認知症予防など高齢者福祉に対する福祉ボランティア団体の活動が不可欠であり、さらなる活動の発展、充実が期待されているため、はあとふるプラザを福祉的機能の拠点とする施設に移行し、所管を保健福祉部に変更するものであります。

委員会資料2ページをごらんください。(4)北見市ははあとふるプラザの指定管理につきましては、現在の指定管理者は北見市社会福祉協議会で、期間は平成30年3月31日までとなっております。

(5)今後のスケジュールにつきましては、平成29年6月に、第2回定例会へ条例の一部改正案を提案、また、平成30年4月からの指定管理者の公募要領などについて、ご報告をさせていただきます。平成29年9月には、指定管理者を選定し、第3回定例会に提案させていただき、平成30年4月より保健福祉部に所管を変更するというスケジュールを進めていきたいと考えております。北見市ははあとふるプラザの所管部局の変更につきましては、以上でございます。

続きまして、北見市外2町一般廃棄物最終処分場の火災について、お手元の委員会資料に基づき、ご説明いたします。

委員会資料5ページをごらんください。(1)火災発生から鎮火までの経過でございますが、留辺蘂町富岡地区でございます北見市外2町、置戸町・訓子府町でございますが、一般廃棄物最終処分場で、平成29年5月10日、水曜日、14時55分に作業員が埋立地から煙が上がっていることを発見、現地へ移動し、搬入されたごみからの発火を確認いたしました。14時58分に作業員により初期消火活動を開始いたしましたが、消火困難と判断し、15時02分に119番通報による北見消防署に出動要請をいたしました。15時14分に北見消防署留辺蘂支署消防隊が到着、消火活動を開始、15時22分に消防署員より鎮圧の報告があり、16時07分に消防署員より鎮火の報告がありました。委員会資料6ページには出火箇所図、鎮火後の状況写真を掲載してございます。

(2)火災状況についてでございますが、出火箇所は第1区画埋立地内の搬入ごみ、6ページ上段の図面の赤で囲った部分が出火箇所になります。

、出火原因は搬入ごみの内容物から着火、焼損部分は搬入ごみの一部、約30平米及び遮水シート30平米、その他として事件性は認められないということでありました。

(3)火災原因についてでございますが、本火災は、燃え殻の中に、複数本のカセットボンベが確認できたため、警察署及び消防署による現場検証の結果、ボンベ内の可燃性ガスが流出し、重機作業での金属同士の摩擦でガスに引火し、廃棄物に燃え移った可能性が高いと推測されております。

(4)今後の対応についてでございますが、最終処分場の運営会社である株式会社ルペシュベ・ピーエフアイからは、第1区画埋立地の破損箇所の修復が終了するまで第2区画埋立地で埋立を行う。

、推測される発火原因の搬入元である2町のごみ搬入時にカセットボンベ、スプレー缶等についての作業員による確認作業の徹底、また、2町に対し、分別・処置方法についての徹底を要請すると報告があったところでございます。

市といたしましても、火災の原因と推測されるカセットボンベ、スプレーなどのガス抜きの徹底について町民に広く周知していただくよう、置戸町と訓子府町に依頼しているところです。

私からは、以上でございます。よろしくお願いたします。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) この北見市外2町の火災についてでありますけれども、いずれにしても原因がスプレー缶であろうと思われるわけであります。今後においても、自然発火ということも考えられることから、この消火作業、初期消火というのはどのようにして行われたのか。また、防火用水、スプレー缶又は爆発物のようなものというのは、自然発火も含めてあ

り得ることなのだろうと思うわけでありませぬ。例えば、液体のような泡消火器等が常備されていれば、そんなに消火には困難を来すわけではないのですけれども、粉消火器が常備されているのであれば、なかなか消えないと思うのです。こういったことから、防火用水というものを常備されているのか。その必要性があるのかどうかということをお伺いしたいのと、遮水シートの損傷部分、遮水シートがこれだけ燃えているわけでありませぬけれども、この修復はどのようにされているのか。

それから、今後の対応ということですが、2町に対して分別のお願いをするということですが、埋め立てをするごみの中に爆発物のような危険物と全く別に、北見自治区もそうですけれども、ガスボンベ等を別に収集するという形をとらなければならないと考えませぬけれども、その辺のところについて、どのようにお考えなのか、お答えをお願いいたします。

○（海鉾課長） ただいまの鈴木委員からのご質問でございますが、初期消火活動はどのような形で行ったのかということですが、作業員が消火器による初期消火を行ったということになってございます。

続きまして、防火用水などを常設しているのかということですが、防火用水につきましては、埋め立て処分場でございますので、そういった設備は設けておりませぬ。

次に、遮水シートの修復でございますが、株式会社ルペシュペ・ピーエフアイによりませぬと、遮水シートの焼損箇所の修復につきましては、6月6日から6月9日の工期を予定しているとのことだす。施工内容といたしましては、焼損箇所を除去いたしまして、同じ遮水シートを焼損箇所を全て覆うような形で張りつけて接着するという内容でございます。

次に、分別の対応ですけれども、置戸町、訓子府町につきましては、今回、株式会社ルペシュペ・ピーエフアイからこういった報告がありますので、事前に市としてもお話をさせていただいております。置

戸町につきましては、埋めるごみの区分の中でも、スプレー缶につきましては危険ごみとして区分しておりますので、ガス抜きを徹底していただくようお願いしておりますとともに、広報で周知していただくことになっております。また、訓子府町につきましては、埋めるごみの袋の中にスプレー缶が含まれているため、ガス抜きの徹底を周知していただきませぬよう要請しているところでございます。また、広報で住民周知を行うことになってございます。

以上でございます。

○（菊池委員） 今対応のところの説明があつたのですが、北見市の方式をとれないのだろうか。要は、北見市の場合はガス抜きをしないで集めていませぬよ。危険物として判断してガス抜きしてくださいというのはわかるのだけれど、なぜ北見市でそういうふうにしなくなったかということ、結構危険だったり、負傷したりということも含めて、別に集めて置いていただければ持って行きますというふうにしていて、そういう方法にしたほうが間違いないという気がするのです。そういう方法をとられたらいいのではないかと。分別ですから、周知が必要でしょうけれど、いかがかと思ひます。

また、作業場ですけれども、例えば一日のごみが入ってきた場合、その上に覆土するというようなことは頻繁に行われているのかどうか。それとも一定のごみ量が入った段階で覆土するのか。それによって自然発火ではなくて、もしかすると原因はガスボンベではないかとなっているのですけれども、そういうことも防げるのではないかと私なりに感じているのです。今回、どれくらいの厚みがあつたのかはわかりませぬし、遮水シートまで焼損しているという点は相当なことなのかと感ずるので、その辺りの判断はいかがでしょうか。

○（鈴木委員） 菊池委員とも重複しましませぬけれども、それは後にして、防火用水の必要性というものについて、必要なのか、必要ではないのかということをお答えいただいておりますので、一つお伺いしたい

のと、やはり2町のごみを留辺蘂自治区の株式会社ルペシュペ・ピーエファイというところで受けているわけですが、この周りに民有地等の山林が隣接しているわけでありまして。今回は幸いにして延焼がなかったからよかったものの、これが大きなことになって、山林に延焼していくという話になったら大変なことになるのだらうと思います。消火器も泡だったのか粉だったのかもお答えをいただいております。そのことが懸念されるものですから、やはり2町のごみを受けていることについて別に否定するわけではありませんけれども、受けた後の受け方と処理に対してはもう少し考えなければならないこともあると思います。

また、ごみの収集についてでありますけれども、菊池委員がおっしゃったように、以前は北見市も燃やさないごみに搬入していました。ごみ収集車の車両の火災等があって、または人が怪我をしたというのもあって、色々な形の中でスプレー缶は穴を開けなくてもいいということで、別に収集するという形にしてからは事故もないと。それから、スプレー缶に穴を開けるといのは、お年寄りなどは結構大変なのです。こういったこともしなくてもいいということになれば、やっぱり危険ごみというものに対して、徹底して燃やさないごみと危険ごみを別に収集するというものに対して、方法を考えるべきと思うのですが、この辺についてお伺いいたします。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時37分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（岡田係長） 菊池委員から質問のありました埋め立ての方式についてですが、今回火災の起きたときの搬入ごみについては、搬入された後、まず攪拌というか容量自体を小さくするという作業を

行いますので、バックホー等で圧縮を行います。その後すぐ埋め立てをすれば火災等の問題はないのではないかと、ということなのだと思います。処分場自体の埋め立て方式がセル方式という方式を使っております。ある一定の量になった時点でウレタンのような特殊な泡のフォーム、サニフォームという素材で飛散の防止をした上で最終的に上から覆土することになります。したがって、火災の発生時にはそこまでの作業にはまだ至っていません。

以上です。

○（海鉾課長） 菊池委員、鈴木委員からごいただいた分別方法について、北見市と同じ区分にできないのかという質問でございますが、現在置戸町につきましては、埋めるごみの区分でもスプレー缶等につきましては危険ごみとして分別してございます。訓子府町につきましては、埋めるごみの中に入れておまして、準備ができ次第、分別していただくようお願いしておりますので、北見市と同じような区分で分別できるよう検討させていただきたいと思っております。

次に、鈴木委員からの消火器は何を使ったのかというご質問でございますが、粉消火器で初期消火に対応してございます。

次に、埋め立て場の防火水槽でございますが、火災が発生してございますので、必要性は認識しているのですが、施設の設置につきましては、株式会社ルペシュペ・ピーエファイで行っておりますので、施設側にはそういった設備について検討していただくようお願いをさせていただきたいと思っております。

次に、菊池委員からの遮水シートの燃えている状況について、どのような認識なのかというご質問でございますが、遮水シートの焼損部分につきましては、6ページの写真を見ていただければ、今回遮水シートを含んで火災が発生しているものでございませぬから、その場所が燃えたことによる焼損という

ことでございます。

以上でございます。

(隅田委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で留辺蘂総合支所からの報告を了  
します。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休 憩

---

午前10時41分 再 開

(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

それでは、当委員会に付託されております陳情第  
1号、下水道汚泥・生ごみ等の自治体アミノ酸堆肥  
化等に関する陳情を議題といたします。

前回の委員会におきまして、理事者に対する一定  
の質疑は了しておりますので、本日は委員だけで意  
見交換を行ってまいりたいと考えております。なお、  
前回の委員会での質疑を受けて、北見市における下  
水道汚泥、生ごみの堆肥化等の現状、また、下水道  
汚泥の堆肥化を実施している北見自治区及び留辺蘂  
自治区について堆肥化処理に係る経費と、それを仮  
に堆肥化せずに産業廃棄物として処理した場合に想  
定される経費を比較したものを参考として資料の作  
成をし、お手元に配付いたしております。合わせて、  
陳情に係るアミノ酸液肥の製造工程等に関する資料  
をお手元に配付いたしております。

それでは、まず初めに、前回の委員会において、  
鈴木委員から質問のありました旧北見競馬場で処理  
している北見自治区の下水道汚泥を利用した堆肥の  
品質向上に向けた取り組み状況についてですが、  
所管の上下水道局浄化センターでは、堆肥を利用し  
ている農家から適宜意見を頂きながら、副資材や堆  
肥の保管方法等を工夫し、旧競馬場は堆肥の製造に  
関して万全な施設ではないながらも、出来る限り  
良い品質となるよう努めているとのことでありま  
す。

次に、下水道汚泥処理に関する資料について説明  
いたします。1ページ目、1、北見市の下水道汚泥  
・生ごみ処理の現状についてであります。前回の  
委員会において、理事者からの説明及び質疑から  
明らかになりました、北見市における処理の現状に  
ついてまとめたものであります。

次に、2、下水道汚泥処理費用について、これに  
つきましては、平成27年度実績として参考までに掲  
載したものであります。一覧の左から北見自治区  
及び留辺蘂自治区の堆肥化にかかった処理費用、  
堆肥化した下水道汚泥の量、また、堆肥化ではなく、  
産業廃棄物として処理した場合の想定される処理費  
用を掲載しております。

なお、1トン当たりの産業廃棄物処理費用単価3  
万6,000円は、北見自治区の業者が取り扱っている単  
価であります。この一覧からは、北見自治区及び留  
辺蘂自治区において、下水道汚泥を産業廃棄物とし  
て処理した場合、現在行っている堆肥化処理に比べ、  
約3倍の費用がかかることがうかがえます。

2ページ目は、アミノ酸液肥の製造過程等の資料  
でございます。JAあさひかわ、JAびばいで販  
売実績のあるアミノ酸液肥の製造過程を示したもの  
です。左上が2つのJAで取り扱っている肥料のパ  
ンフレット、右上が肥料を製造しているプラントの  
写真、下段がこの肥料製造にかかる工程図となっ  
ております。

なお、旭川市、美唄市に確認したところ、市とし  
ては肥料の製造に直接的な関与はしていない。  
また、JAあさひかわ、JAびばいにおいても製造  
までは行っていないとのことでありました。資料に  
ついての説明は以上でございます。

次に、本陳情の趣旨といたしましては、家庭用生  
ごみ等の資源化を図るための、アミノ酸堆肥化事業  
導入に向けた関係機関による検討、また、今年度も  
しくは来年度にその予算措置を望まれるものであ  
り、そのことをご承知おきいただいた上で、当委員  
会を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお

願いいいたします。

それでは、次に意見交換を行ってまいりたいと思います。ご意見のある方は発言願います。

(鈴木委員) 前回の質問で心配していたことがここに書かれていて、全てクリアできるのかということで、喫緊の課題として困っているようなことではないと受け止めました。いずれにいたしましても、生ごみの処理にしても下水道汚泥の処理にしても、これだけやればいいかなど。私が一番わからなかったのはホタテのウロなのです。専門外なものですから、ホタテのウロというのは、どういう処理をしているのかということが心配だったので、北見市、佐呂間町、湧別町の事業者が共同で堆肥化しているという形であれば、問題ないと考えています。

予算措置という話になるわけですが、いずれにしても、北見市が行政としてこの事業を進めていくという形にはならないと私は考えています。それであれば、例えば第3セクターとか、JAや農家団体がこういう機会を取り入れて、自分のところでいい堆肥をつくりたいとか、そういう希望があってやるのであれば北見市の補助という形になるのか、助成という形になるのかはわかりませんが、そのときに初めて予算という部分が出てくるものであって、現時点で今年なり来年なりに予算をつけるということには相ならないと考えております。

以上です。

(加城委員) 私もこの部分では、自分なりに他市町村がどのようになっているのか調べさせていただきましたが、他の市町村でも市や町がやっているということではなく、JAで肥料化をしているという部分で、それぞれが商業ベースにのせる部分の努力をしているという過程であるということでございます。最終的には、今回の陳情に関しては、金額は書いていませんが、予算化をしてほしいということになっていきますので、今日この資料をいただいた部分の中でも、今現状、市がいろいろ行っている中

で、新たに予算化をして、新たな事業としてやっていくという部分に関してはやらなくてもいいのではないかと考えておりますので、皆様のご意見を聞きながら結論が出るのであれば、もう結論を出してしまってもいいのではないかと考えております。

(隅田委員長) 先ほども説明しましたけれども、調べたところ、旭川市においても美幌市においても直接関与はしていないということがわかっております。また、JAあさひかわ、JAびばいにおいても製造までは行っていないと。ただ、作られたものを販売という形では行っておりますけれども、製造までは行っていないというところまでは確認できたということでございます。先ほどの説明と重複しますが、そういうことでございます。

ほかにご意見のある方は発言願います。

(飯田委員) 今回の陳情なのですが、こちらの陳情者は他の議会にもかなり陳情を提出しております。議論経過もあるのですが、本市としてアミノ酸堆肥化の部分というか、平成29年、平成30年で予算をつけてほしいということなのですが、仮に採算ベースが合うのであれば、おそらく民間でもやっている部分もあるでしょうし、一番大きいのは製造した堆肥の安全性だとか、品質の管理とか、そういったところも全部含めていくぞという形でない、なかなか予算をつけて検討するという形にはならないだろうと思うので、私は今回については難しいのではないかと思います。

以上です。

(菊池委員) 陳情の中身は、予算をつけてどうのこうのと言っていますけれども、いずれにしても北見市としてこういう方式がどんなふう形成されて、どういう生成物ができるのかというようなことが現状ではなかなか確認しにくいのだなど。旭川という名前が出ましたし、何らかの形でそういう施設があるのであれば、どのような実験が行われて、実験というか、どのような施設で行われているのかということを確認したいと考えているのです。ですか

ら、予算化してくださいという要請の前に、我々としてそういうものがどんな仕組みで作られて、陳情が北見市議会に上がったということは、市民から見れば議会はどのような返答をして、結論を出したのですかということになるので、私は予算化してくださいというのは全く論外で、実際議会としてこの仕組みについてどんな認識をしたかと。そこが私たちの議論のポイントなのではないかと。北見市内で実施されているわけでもないので、新たな仕組みとしてやる価値があるのか、ないのかという判断を議会としてできればいいのではないかと。予算をつけましょうというのは、執行者側が考えることなので、市議会としてどんな理解をしたのかというところが、私は結論にするべきなのではないかと思ひまして、私の認識としては、実際にどんな仕組みで処理されて、液肥なのか堆肥としてのものなのか、はっきりはわからないですけど、そういうものを確認できるまでは私は結論を出さなくてもいいのではないかとというぐらいに思っております。

(隅田委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

---

午前11時02分 再開

(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で意見交換を終結します。

暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時03分 再開

(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました陳情第1号の審査は終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、陳情第1号

を採決いたします。

お諮りいたします。陳情第1号について、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立なし〕

○(隅田委員長) 起立なしであります。

よって、陳情第1号は不採択すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、後日、委員の皆様にお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時04分 閉議

---